

労働安全衛生規則の改正と 熱中症対策の義務化、認定上の課題

農業経営体の課題

橋本將詞社会保険労務士事務所／京都農業有志の会

特定社会保険労務士 橋本 將詞

sr.hasimoto@gmail.com

労働安全衛生規則改正と通達

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。 （熱中症を生ずるおそれのある作業） 第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 （新 附 第 三 章 第 九 章 第 四 編 附 則）	改正後 目次 第一編・第二編（略） 第三編 衛生基準 第一章～第四章（略） 第五章 温度及び湿度（第六百六条―第六百十二条の二） 第六章～第九章（略） 第四編（略） 附則
--	---



職場における熱中症予防基本 対策要綱

（基発0520第7号）

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

- (1) WBGT値の低減等
- (2) 休憩場所の整備等

2 作業管理

- (1) 作業時間の短縮等
- (2) 暑熱順化
- (3) 水分および塩分の摂取
- (4) 服装等
- (5) 作業中の巡視
- (6) 連携体制の整備

3 健康管理

- (1) 健康診断結果に基づく対応等
- (2) 日常の健康管理等
- (3) 労働者の健康状態の確認
- (4) 身体の状態の確認

4 労働衛生教育

5 救急処置

- (1) 緊急連絡網の作成
- (2) 救急措置

WBGTが28度以上または気温が31度以上において連続1時間以上または1日4時間以上

災害発生仕組みと原因

災害が起こってしまう状況

不安全・
不衛生な状態

安全管理
上の欠陥

不安全・
不衛生な行動

物

人

災害
(事故)

不安全・不衛生な状態とは

- 物自体の欠陥
- 防護措置の欠陥
- 物の配置、作業場所の欠陥
- 服装の欠陥
- 作業環境の欠陥
- 自然的に不安全な状態
- 作業方法の欠陥
- その他

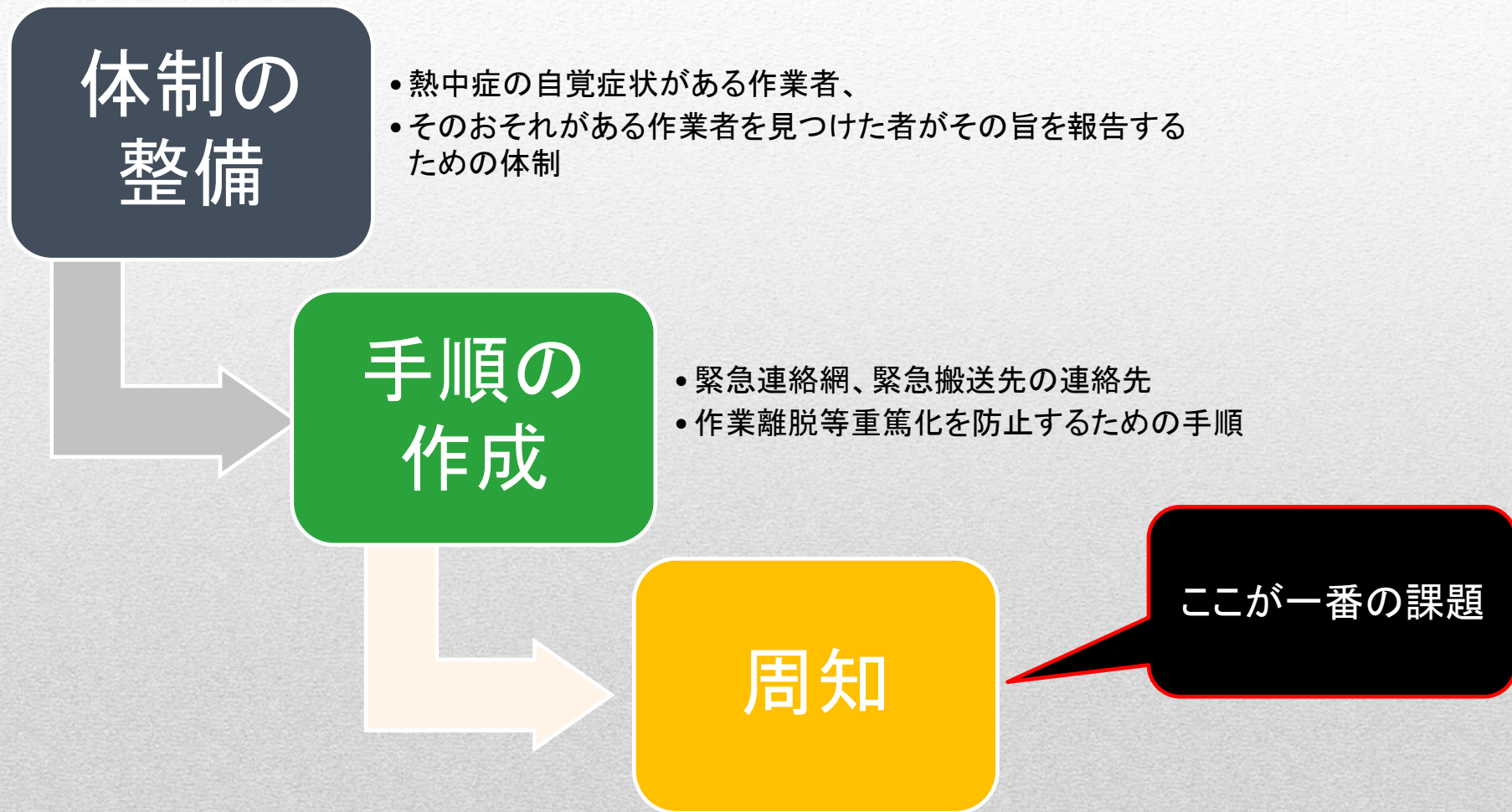
不安全・不衛生な行動とは

- 安全装置への無知
- 危険な状態を知らない
- 機械等指定外利用
- 点検、修理不足
- 服装の欠陥
- 危険場所への接近
- 間違った行動
- 慣れ
- 焦り

災害発生のメカニズム

参考:「農作業事故の防ぎ方と労災補償」三廻部眞己著

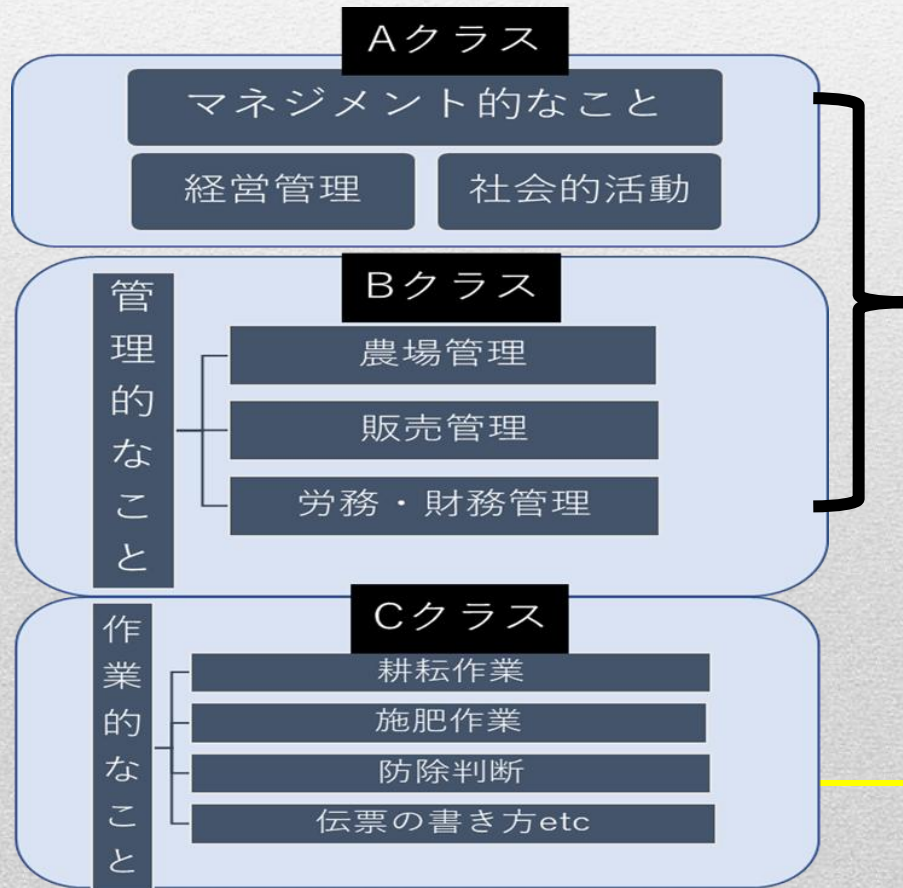
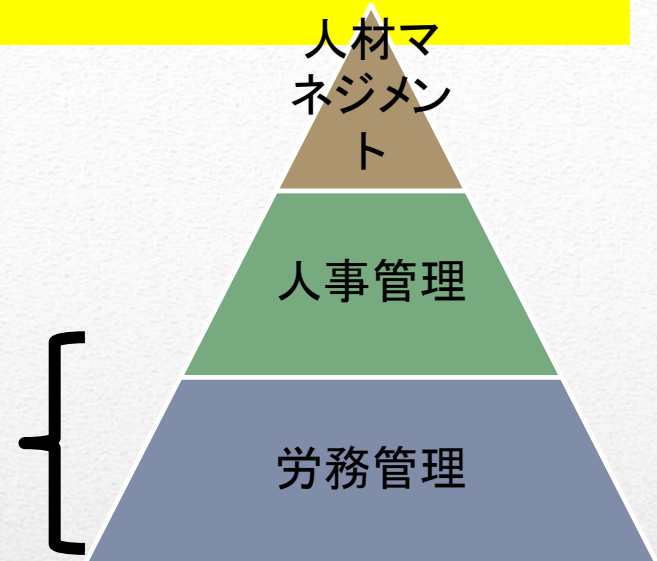
安衛規則改正によって事業者求められること



農業経営体のこれからの課題

労務管理(基礎部分)があって、組織が形成される。

法人数が増えてはいるものの、その基礎部分をしっかりと固めていないところも多くある。



家族経営、個人農家から農業法人へと形は変わっても、組織として成熟していないところが多く、これから体制をしっかりと築いていくところが多い。

そのため、管理者(リーダーなど)の職域や職責が明確になっておらず、周知する体制が整備されていない農業法人も多く見受けられる。

まだまだ社長のみが管理者というところが多い。

ある農業法人の取り組み

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		月平均所 定労働時 間	基本給
歴日数	31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31			253700
休日	9	8	9	8	10	8	8	10	8	9	9	8	104		時給単価
所定労働日数	22	20	22	22	21	22	23	21	22	22	21	23	261		
1日労働時間	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8			
月所定労働時間	176	160	176	176	168	176	184	168	176	176	168	184	2088	174	1458
新) 1日労働時間	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72		
新) 月所定労働時間	132	120	132	132	126	132	138	126	132	132	126	138	1566	130.5	1944
新) 支払実給与対時間	6	6	6	6	7	7	7.5	7.5	7	7	6	6	79		
新) 支払実給与対月時間	132	120	132	132	147	154	172.5	157.5	154	154	126	138	1719	143.25	1771
					2	2	3	3	2	2			14		

・8:00～17:00
・1日8時間労働
・休憩60分
・週2日休日(年間104日)
年間労働時間2088時間



・7月8月5:00～11:00
・9月10月、5月6月6:00～12:00
・11月～4月8:00～15:00(休憩60分)
・1日6時間労働
・休日は同じ
・8時前の時間は、旧給与時給×1.5倍
年間労働時間1566時間